

尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業の利用を促進するため、放課後児童健全育成事業を実施する者（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設（以下「事業所」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 事業の実施に必要な（主として専用区画内で使用する）備品で、平成27年12月4日内閣府告示第424号「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」別表「構造又は用途」中、「器具及び備品」に掲げるもの（「理容又は美容機器」以降は除く。）で耐用年数が5年以上のものとする。補助対象の一覧については別表1のとおりとする。ただし、判断の難しいものについては、市の担当者と随時協議すること。
- (2) 設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針とする。

(実施場所の基準)

第3条 実施場所は、尼崎市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱第2条の規定を満たさなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）の規定に基づき、本市内に事業所を設置する事業者であって、次条に規定する事業を実施するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が別に定める事業所の開設を促進すべき地域において、事業所を新たに設置するために行う既存建物の改修、設備の整備及び修繕、備品の購入のうち、第8条の規定に基づき市と事前に協議し、市長から認められたものに限るものとする。

2 前項の規定に基づく事業（備品の購入を除く。）を補助対象者自らが実施しない場合は、本市の登録業者名簿に掲載されている業者のうち、「地域区分01」に該当する業者（市内に主たる事業所を有する業者）に実施させなければならない。

3 第1項に規定する開設を促進すべき地域とは、別表2に定める小学校区とする。

(補助の対象外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については補助対象事業としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 建物の新築及び既存建物の買収に要する経費
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費
- (4) 事業者自ら居住する家屋の改修に要する経費
- (5) その他整備費として適当と認められない経費

2 事業所において、放課後児童健全育成事業以外の別事業を実施する場合は、開所時間等により按分した結果、別事業にかかる経費については、補助対象経費とならない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額及び費目別限度額、補助率は、別表3に掲げる額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合は、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 設計書及び工事等関係図面
- (5) 複数事業者の工事等見積書
- (6) 施工前の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に規定する交付申請を行う前に、尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付要綱の規定に基づく事前通知を市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は前項の事前通知を行った後、次に掲げる書類に基づいて事業の着手前までに市と協議を行い、補助対象事業について承認を得なければならない。

- (1) 事業計画案（整備後のイメージ図（保育場所の専用面積のわかるもの））
- (2) 収支予算案（第3号様式）
- (3) 第1項に規定する書類等市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、法令等の違反や金額の算定等に誤りがないか、また、補助事業の目的、内容等が適正に実施されているかを調査し、補助金の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した不交付決定通知書（第6号様式）により、補助金の交付の申請を行った事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(補助事業の変更又は中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、計画（変更・中止）承認申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、計画（変更・中止）承認通知書（第8号様式）により速やかに補助事業者に通知する。

（事業実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（改修を実施した場合は、市から承認を受けた改修内容が完了した日）は、補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、20日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 設置促進事業補助内訳書（第10号様式）

(2) 工事請負にかかる契約書（写）

(3) 施工後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の確定をしたときは、補助金交付額確定通知書（第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金請求書（第12号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき

(2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき

(3) この要綱又はこれに基づく指示を守らないとき

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(5) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等に該当するとき

(6) 暴力団等の利益になるとき

(7) 第12条の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき

(8) その他市長が補助を不相当と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、補助事業者へ通知する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等）

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

（財産の処分の制限等）

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、耐用年数を経過することとなるまでの期間、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 前項に規定する処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上の財産とする。

- 3 第 1 項の承認を受けようとするときは、理由を記載した財産処分承認申請書（第 15 号様式）を市長に提出して行うものとする。

- 4 前項の申請に対する承認することを決定したときは、財産処分承認決定通知書（第 16 号様式）により、承認しないことを決定したときは、その旨を記載した財産処分不承認決定通知書（第 17 号様式）により、前項の申請を行った事業者へ通知するものとする。

- 5 補助事業者は、第 1 項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金返還通知書（第 18 号様式）により、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第 14 条の規定による取消しを受けた場合
- (2) 前条の規定による財産の使用目的の変更又は処分をした場合
- (3) この要綱に定める各条項の規定に違反した場合

（関係書類の整備及び備付帳簿）

第 18 条 補助事業者は、補助事業の適正な管理を図るため、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整理し、かつ、当該財産の処分が完了する日、耐用年数を経過する日又は 5 年のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- 2 市長は、補助事業者に対し、補助事業の支出状況や当該財産の管理に関して必要な報告を求めることができる。

- 3 補助事業者は、前項に規定する報告の求めがあったときは、市長に対し速やかに当該報告を行わなければならない。

（施行の細目）

第19条 この要綱の実施に関して必要な事項又は定めのない細目については、児童課長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日に遡って適用する。
- 2 第8条に規定する事前通知は、令和4年4月1日までに事業所を開設する場合は、令和3年12月31日まで、令和4年4月2日から令和5年3月31日までに事業所を開設する場合は、令和4年3月31日までに提出するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。
- 2 第6条の規定は、令和4年4月1日以降に開設する事業所から適用する。
- 3 第8条に規定する事前通知は、令和4年4月2日から令和5年3月31日までに事業所を開設する場合は、令和4年8月31日あるいは事業所を開設しようとする日の3か月前のいずれか早い日までに提出するものとする。

付 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

付 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表 1

種類	細目
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット 応接セット ベット 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他音響機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 室内装飾品 食事又はちゅう房用品（陶磁器製又はガラス製のものを除く）
事務機器及び通信機器	複写機、計算機（電子計算機を除く。）その他これらに類するもの インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備
時計、試験機器及び測定機器	時計
光学機器及び写真制作機器	カメラ、映写機、望遠鏡
容器及び金庫	金庫

別表 2

年度	小学校区
令和 7 年度	小田地域：下坂部・浜小学校区 立花地域：立花・立花西・水堂・立花北・尼崎北小学校区 武庫地域：武庫東・武庫南・武庫の里小学校区 園田地域：園田南・小園小学校区

別表 3

種類	金額		補助率	対象経費
		費目別 限度額		
設置促進事業	1 別表 2 の本市が指定する校区内に設置するもので、児童定員 25 人以上	(改修費) 5,000,000 円 ※備品費に係る補助金の額と合わせた額とする	10/10	1 放課後児童健全育成事業所を新たに実施するために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入をするための経費。ただし、第 8 条の規定により工事着手前に市と協議を行い、認められたものに限る。 2 1 支援の単位あたりの費目別の限度額は、左に記載のとおりとし、交付決定日の属する年度中に支出したものに限り。
		(備品費) 2,000,000 円	1/2	
	2 別表 2 の本市が指定する校区内に設置するもので、児童定員 20 人以上	(改修費) 3,000,000 円 ※備品費に係る補助金の額と合わせた額とする	10/10	
		(備品費) 1,000,000 円	1/2	

※ 設置促進事業の対象となる備品は、第 2 条に定めるものとする。

※ 設備の整備・修繕は、本市の登録業者名簿に掲載されている業者のうち、「地域区分 01」に該当する事業者（市内に主たる事業所を有する事業者）に実施させること。